

2013年12月議会 委員長報告に対する質疑（要旨）

2013年12月18日

まつぎ真琴

文教警察委員長に対しておたずねします。

ただいまの委員長報告の中で、陳情第4026号「鹿屋女子セクハラ事件、元校長に退職金を県に返還することを求める陳情」が不採択となったと報告をされましたが、審査の経過を伺っても、なぜ不採択であるのか私には理解できません。

陳情者の陳情の趣旨にある2つの項目は、退職金の返還を求めると、返還されたことを確認できる手立てをとることとなっており、県教育委員会の状況説明では、この方向で、取り扱いがなされることが示されています。委員長の報告の中でも、「返納を求めることは当然だ。」という議論がなされたとあります。ところが、結論は「不採択」となっています。犯罪の事実が最高裁の判決で確定し、それにそって、当然退職金の返還を求める方向を県教育委員会が示していることについて、本陳情を「不採択」にするということは、「退職金の返還を求めるな」という意思を県議会の文教警察委員会として示していることになりませんか。なぜ、「採択」でも「継続」でもなく、「不採択」であるのか、もう少し具体的に議論の経過をお示してください。